

## 成周王朝と「賓」(2)

—甲骨文に見える賓(宀)について—

国際文化論教室 豊田 久

### 一、はじめに

今日の日本でも、「来賓」とか「国賓」とか「迎賓館」と云う言葉が使われているが、この「賓」の意味、性格について、その言葉が使われはじめた中国古代史の最初期、西周青銅器銘文に見える「賓」の用例を集めて前回検討した<sup>(1)</sup>。この成周王朝の西周金文に見える「賓」の用例は、(一)は、「邦賓」の例で、「王」に対して「賓」としての待遇を受ける者として出て来る。それは、『周礼』大宗伯や『儀礼』覲礼等の賓礼を引いて、邦君或は諸侯と諸氏によって解されている者で、大廷における告捷献馘の礼、禘祀、大賞の礼に、「王」に侍する有力者として出て来るものであった。(二)は、使者となる来「賓」に対する賓贈の場合で、これも単なる命令と服従と云う臣従の関係ではなかったと解されている。そして、その時、この現世の人である邦君と解される「邦賓」の儀礼行為とその祖霊等との関係を云う説や、殷代の甲骨文に見える「賓」の原義にも触れておいた。

この「賓」について、王国維はかつて『周書』洛誥に見える「王賓」を釈して、『礼記』檀弓上に孔子が「周人殯於西階之上、則猶賓之」と云い、雜記下に曾子が遺奠を論じて「父母而賓客之、所以為哀」と述べたのを引いて、「是生則親之、死則賓之、古代當有此義、於礼、卿大夫之繹祭謂之賓尸、則殷周間稱先王為王賓、亦不足怪也」と述べている<sup>(2)</sup>。このように、元来、この「賓」と、現世の人でなく、神霊、祖霊との関係が論じられている。そこで、本稿では、殷王朝の甲骨文の「賓」の用例の内、「宀」(「賓」)についての従来諸解釈を見ながら、この「賓」のもつ意味について少しく考えてみたい。

### 二、甲骨文に見える「賓」(主に宀)の字釈について

甲骨文に見える「賓」に釈文されている文字の用例を、綜類、類纂や『甲骨文編』、集釈等に見てみると、「宀」、「𠂔」等の文字があり、この両者が多い<sup>(3)</sup>。更にその「宀」(「賓」)の字を見ると、綜類には、一、「不賓」、二、「祀賓」、三、「賓祀」、四、「作賓」、五、「丁賓」、六、「為賓」、七、「𠂔賓」、八、「その他」、の八項目に用例が分類されている<sup>(4)</sup>。又、貞人署名版の所に、「宀」(「賓」)があげてある<sup>(5)</sup>。第一期卜辞の貞人名であり、「宀」に作ることもある<sup>(6)</sup>。

この「宀」字が「賓」と釈されることについては、諸説をあげると、早く羅振玉が「曰賓，𠂔，𠂔，𠂔，……宀，宀，宀，……説文解字，賓古文作宀，古文文皆从宀从貝，虎鐘作宀省貝，與卜辞

同、惟古金文中未見从止作者、卜辞中賓字變形至多、或省𠄎或省𠄎」と解する。又、孫詒讓も、「𠄎」を「賓」の字として「説文𠄎部、賓所敬也、从貝宀聲、古文作賓从完、此疑即賓之省、金文賓字如史頌𠄎、景𠄎、叔賓父𠄎、鄭井叔鐘𠄎从貝从𠄎、虛鐘則直省作𠄎、此與彼正同、𠄎雖為完字而賓義較近也」としている<sup>(7)</sup>。

又、王国維は「按卜辞、賓字多作𠄎、或作𠄎作𠄎作𠄎、虚鐘作𠄎、邾公鐘作𠄎、其所从之𠄎𠄎與𠄎同意、皆象屋形、……𠄎上从屋、下从人从止、象人至屋下、其義為賓、各客二字从𠄎、意皆如此、金文及小篆易从止為从貝者、乃後起之字、古者賓客至、必有物以贈之、其贈之之事謂之賓、故其字从貝、其義即礼經之儻字也、如大敦蓋、史頌敦、景𠄎、賓鼎諸器之賓字从貝者、其義皆為儻也、後世以賓為賓客字、而別造儻字以代賓字、實即𠄎乃賓之本字、賓即儻之本字也」とし、又、郭沫若は「卜辞不从貝从止、亦或省止、變形頗多、如……𠄎省為𠄎、𠄎省為𠄎。余謂此後二者、當係賓之最初字」と解している<sup>(8)</sup>。

又、白川静氏は「卜辞の王賓は祖祭のために祖考の靈を迎えることをいうもので、賓客の意ではない。……卜文では万の形に従うものが多く、ときに女や令などに従う。万の形はおそらく牲體の下半であろう。貝を加えるのは金文以後のことで、賓賜の義を主とする字形である。𠄎に従うものは譌變の形であろう。字の初義は宗廟に祖靈を迎える意。同族を賓といい、異族を客という。」とし、赤塚忠氏は「𠄎は𠄎(人)の頭部を強調した形の省略であり、……靈界の人の意を表したのではなからうか。𠄎(止)は往来の意、𠄎は宗廟・家屋の意を表す。してみると、𠄎、𠄎は、靈界の人がその祀られる宗廟に来至すること、またその神靈を表す会意文字であると解されねばならぬ。第一期には、𠄎と書いているのは少数であって、主に𠄎と書いており、また𠄎と書いているものも少なくない。」「これらの諸字のうち最も古い字形は𠄎であろう。……つまり、𠄎(𠄎)とは、宗廟内に鎮坐する神靈の称である。𠄎は、𠄎を動詞化したものであろう。𠄎は、神靈からいえば宗廟に来至することであり、祭者からいえば神靈を宗廟に招いて礼遇すること、いわゆる賓遇することである。……中国古代の祖先祭礼では、原則として祖先神に扮する尸を設け、これを迎え入れて祭礼を挙げ、またこれを主賓として饗宴を行った。……要するに、𠄎とは祖先靈を賓客として礼遇することである。」と解している<sup>(9)</sup>。このように、諸釈があるが、「𠄎」を「賓」と解釈することに変わりはない。

### 三、甲骨文に見える「賓」(𠄎)の用例について

そこで、先ず、綜類に見える、一、「不賓」の意味から見てみると、例えば「貞、咸賓于帝」(「貞う、咸を帝に賓せんか」)(丙、三九)、「貞、咸不賓于帝」(貞う、咸を帝に賓せざらんか)(丙、三九)、「貞、大甲賓于咸」(「貞う、大甲を咸に賓せんか」)(丙、三九)(図①、上段、大亀版の部分)、「貞、大甲不賓于咸」(貞う、大甲を咸に賓せざらんか)(丙、三九)(図①、中段、大亀版の部分)、「貞、下乙不賓于咸」(「貞う、下乙を咸に賓せざらんか」)(図①、下段、大亀版の部分)、「貞、大甲不賓于帝」(「貞う、大甲を帝に賓せざらんか」)(「賓」は「𠄎」になっている)(丙、三九)とある。又、「父乙賓于祖乙」(「父乙を祖乙に賓せんか」)(乙、二九七七)、「父乙不賓于祖乙」(「父乙を祖乙に賓せざらんか」)(乙、二九七七)(図②)、などがある<sup>(10)</sup>。又、「貞、于父乙賓」(「貞う、父乙に賓せんか」)(合、一七六)、「勿于父乙賓」(「父乙に賓する勿からんか」)(合、一七六)とあり<sup>(11)</sup>、この例では、「父乙」に賓する神靈が省略されているのであろう。即ちここでは、「A賓于B」の型が見える。これらの卜辞は、すべて第一期卜辞である。この「賓」については、A(省略される場合もある)をBに賓(神)として配する形となっている。

これについて、綜述は、卜辞例を挙げて、「帝廷或帝所，先公先王可以上賓之，或賓於上帝，或先公先王互賓。……所謂賓帝，発展為周人的配天。」，「卜辞所記，先王先公賓於帝，先王先公互賓。」として、「賓帝」はやがて発展して周人の「配天」になったと解している。そして後世，その原義の存するものとして、『山海経』大荒西經の「夏后開上三嬪於天，得九辯與九歌以下」，天問の「啓棘賓帝（原作商，從朱駿聲・王闓遠改），九辯九歌」，『孟子』萬章上の「禹尚見帝……迭為賓主」を挙げている<sup>(12)</sup>。そうすると，この場合の賓は，賓客の賓の義として，それは，主神に対して賓（客）神の意味にとるのであろう。

又，島邦男氏は，上帝祭祀説に基づき，この「賓」（尙）の卜辞用例を挙げて，（イ），尙・大甲・下乙を帝に賓することを卜するもの，（ロ），大甲・下乙・父乙・伊尹を大乙・祖乙・上甲に賓することを卜するものがあり，又，「貞勿作賓」（乙，一八七二，林二，七，八），「勿河作賓」（粹，六二），「貞勿于父乙賓」（乙，二〇三六）などの如くに用いられるとして，その例を挙げる。そして，先の，この「賓」字の羅振玉，孫詒讓，王国維の説を挙げて，「尙」を「賓」の本字とし，又，「尙」は「尙」に作られ，両字通用の例を挙げて，「王賓」は王が祭場に出御することであって，「賓」には往く，入る，格るの義があるから，先の「貞勿河作賓」は河神を或る祭祀に於ける客神として配祀する可否を卜するものであり，「貞勿于父乙賓」は父乙の祭祀に客神を配祀する可否を卜するものと解する。従って，先の（イ），（ロ）も配祀するか否かを卜するものであって，先の綜述の説を妥当とし，「賓帝」は帝の祭祀に配祀する意と解している<sup>(13)</sup>。しかし，池田末利氏は，上帝祭祀説の批判から，これらの辞例だけからかかる二重祭祀が認められるか疑わしいとする<sup>(14)</sup>。そして，第三期の「其卯兕，伊賓」（粹，一五一），「上甲歳，伊賓」（明統，五一三）を除く，先のすべての第一期卜辞は皆用牲を伴わないとして，胡厚宣が「賓帝」を，「只有人王才能配天，才能和上帝接近。……殷人以為先王死後，可以配帝。」として「賓于帝即配于帝，配于帝猶言配于天。」等と解する説を引き，「賓」が配帝の意味ではあっても，配祀ではないことを示していると解する<sup>(15)</sup>。そして，この点，配祀といわない陳氏の見解は正しく，直ちに配祭とする島氏の説には問題があるとする<sup>(16)</sup>。

ただ，この場合，池田氏は，賓配と賓祀の具体的行為の相違の説明はなされていないようである。又，氏は，第三期の二例は，卯，歳なる用牲があり，この二例は配祀の可能性が強いとし，そして，



図①



図②

この事実だけから判断すると、初期卜辞では単なる賓配であったものが、後期に到って配祀に進んだのではないかと、陳氏と同じく、周代の詩・書・金文に云う「配天」が卜辞の賓—賓祀の伝統を受けるものではないかと解している<sup>(17)</sup>。そうすると、氏は、後期に至って上帝と祖先神との二重祭祀を考えたことになる。又、張秉権は、丙、三九から、祖神が帝の賓となって祭祀を享ける、即ち、祖神の祭祀と同時に帝を祀るものと見ている<sup>(18)</sup>。

一方、赤塚氏は、先の丙、三九と乙、二九七七の卜辞例を挙げ、直系の先王を合祭する意義は、祭主である殷王が族祖の霊を體得することに依るとして、殷代には、父乙の霊は、その祖の祖乙(下乙)に賓遇され、又、祖乙は巫先の咸(咸戊)に賓遇されて初めて大甲と並んで上帝の賓遇を受けることが出来るとする。そして、咸(咸戊)は、上帝と先王の霊を仲介し、その仲介を経て初めて先王の霊は上帝に賓遇されると解し、この「賓」とは、その靈魂が賓客として鄭重に待遇されることを云うと解する<sup>(19)</sup>。これに対し池田氏は、丙、三九に、祖神の賓帝と近祖の遠祖への賓が同版であるとしても、そうした段階的秩序を示す證據は何もないとしている<sup>(20)</sup>。しかし、推論であるが、祖乙、父乙のように、同族同士であることや、又、「咸」の名が屢々見られることは、やはりそこに何らかの意味があったと考えるのが自然ではないかと思える。帝廷、帝所とその帝廷の臣下群、そして、外来の賓客などとの関係を、当時の人々がどのように考えていたかが問題となろう。それが実社会での反映であったらう。

以上のように、今ここで問題にしている「賓」の意味については、いずれにせよ、この場合、それは生身の人ではなく、神霊を対象として、それを他の神霊(上帝を含む)の賓客となし、その賓遇をうけるかどうかを卜する「賓」の意味で、ほぼ使われていると見ていいようである。よって、その賓配される相手は主人としての神、主神となり、その賓客がやって来る最高の主神は上帝神であったらう。この場合の「賓」は、神霊と神霊との主賓の関係において使われているものである。

二、三の「祀賓」、「賓祀」の場合は、「辛卯卜、般貞、祀賓、若」(「辛卯卜す、般貞う、祀賓すれば、若とせられんか」)(粹、一一一五)(図③)、「般貞、我勿祀賓、作帝降不若」(「般貞う、我、祀賓すること勿ければ、帝、不若を降すをなさんか」)(粹、一七三)、「我其祀賓、作帝降若」(「我、其れ祀賓すれば、帝、若を降すをなさんか」)、「我勿祀賓、作帝降不若」(「我、祀賓すること勿ければ、帝、不若を降すをなさんか」)(共に「賓」は「𠄎」になっている)(前七、三八、一)(図④、真ん中の二行)、とある。又、「甲戌卜、争貞、我勿將自茲邑、𠄎賓祀、作若」(「甲戌卜す、争貞う、我、將むること茲邑自りし、𠄎、賓祀すること勿きも、若とせられんか」)(粹、一一一七)(図⑤)、などとある<sup>(21)</sup>。すべて第一期卜辞である。



図④



図③

この「祀賓」或は「賓祀」について、綜述は上帝の能力の項目中に「降若」を挙げ、この「祀賓」

の例を、先の前七、三八、一など、その内に五例挙げて、「賓」を人名と見て「義不甚明」とする<sup>(22)</sup>。又、葉玉森は、先の前七、三八、一の解釈で、「祀家（筆者注；葉氏は「宀」を「賓」でなく「家」と釈する）乍帝」について、「作」を郭氏が「讀作為則之例、経伝中饒有之」とするのに対し、「又ト辞言作者如作邑作東甯等、無訓則者、此仍當讀作為之作」として、「家」は「廟」、「作帝」は「作筵」と解して「我其祀廟作筵則降若、我勿祀廟作筵、則降不若、降者乃指其廟乃祖、非指上帝」と解する<sup>(23)</sup>。しかし、先の、一、「不賓」ト辞で「賓于帝」の「賓」が「宀」と「宀」で通用して共に「賓」の義に用いられており、そこは「廟」の義では意味をなさない。この場合も、他の「祀賓」の同例の場合と同じく、「賓」と通用するのであろう。



図⑥

又、郭氏は「我如僎祀鬼神、則帝降若、我如勿僎祀鬼神、則帝降不若。若者順也、不若不順也。」と解し<sup>(24)</sup>、于省吾は「然則我其祀賓作者、作猶為也、即我其為祀賓之倒語也、……祀賓謂祭祀賓敬、就上帝為言、下云、帝降若、帝降不若、可證」とする<sup>(25)</sup>。島氏は、これらの説を挙げて、先の「賓帝」の例から、「祀賓」はこの配祀するについて許諾をトするものであると解し、郭氏の僎祀説が妥当であるとした<sup>(26)</sup>。そうすると、この場合、その配祀される神靈は示されないことになるが、氏が引く郭氏の僎祀説は、配祀のことを云ったものでなく、郭氏が「王賓」ト辞の所で引く『礼記』礼運の「礼者所以僎鬼神」の鬼神をうやまい、或は僎導、前導とするの義で使用したように思える<sup>(27)</sup>。又、李孝定はこの「賓」を「賓為祀字之受詞、乃所祀之対象」と解している<sup>(28)</sup>。

一方、赤塚氏は、先の前七、三八、一の「祀賓」ト辞の両側に「……王、望乗を从へて下危を伐つに、祐を受けんか。」「……望乗を从へて下危を伐つこと勿ければ、[又を受けざるか。]」とあり、又、粹、一一一三の「□□トして敵貞ふ、王、望乗を从へて下危を伐つに、又（祐）を受けんか、と。……貞ふ、王、望乗を从へて下危を伐つこと勿ければ、又を受けざるか、と。□□トして敵貞ふ、我、其れ巳りて賓として乍（詛）すれば、帝、若を降さんか、と。□□トして敵貞ふ、我、巳りて賓として乍する勿ければ、帝、不若を降さんか、と。」のト辞のように、征伐のト辞と同一版にあることから、戦闘の開始にあたって、帝を祀ることがあったと解する。そして「祀りて賓として乍す」を釈して、この「乍」は「詛」の假字で、敵の不義を鳴らして帝に訴え、且つ必ず敵を滅ぼすことを誓うことであろうとする<sup>(29)</sup>。そして、この「祀賓」とは、上帝の靈を祀り、これを賓遇する時、上帝に代わってその賓客即ち尸となることと解し、この設尸の用例について、『儀礼』特牲饋食礼や少牢饋食礼などを引用している<sup>(30)</sup>。ただ、これらの礼書の尸と殷代の礼のあり方との関係については問題が残ろう。

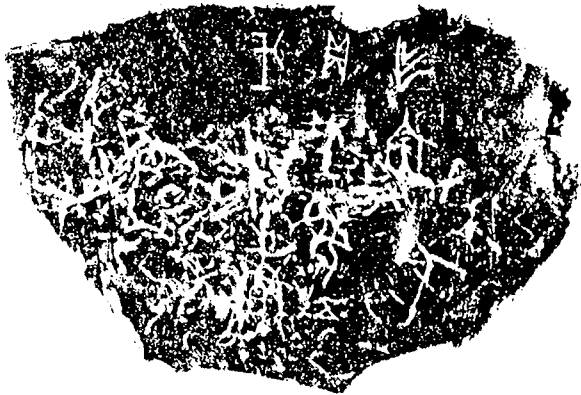
これに対し、池田氏は、赤塚氏の上帝祭祀説の批判から、先に引用した赤塚氏の賓の釈字は、赤塚氏独自の憶説にすぎないとし、又、先の粹、一一一三の解釈についても、「乍」を「詛」と釈する根拠が示されていないと批判している<sup>(31)</sup>。

以上、この「賓祀」、「祀賓」の「賓」については諸説に分かれるが、このト辞において、「我が」（粹、一七三、前七、三八、一）とか、「甯が」（粹、一一一七）とかが問題にされている所を見ると、その祭祀において、その人物が何らかの重要な行為を神靈に対して「賓」として行うものであったのかもしれない。それは、「賓」が一般的祭儀を意味するのか、又、その重要性からみて、直接

神霊を償くとか、又は賓尸などのものであった可能性も考えられなくはない。いずれにしても、この場合の「賓」も、現世の人に対するのでなく、祭祀される神霊・祖霊との関係において使用されるものではないかと思われる。

四、「作賓」については、「庚申卜，殷貞，作賓」（「庚申卜す，殷貞う，賓を作さんか」），「庚申卜，殷貞，勿作賓」（「庚申卜す，殷貞う，賓を作す勿からんか」）（丙，二二）（図⑥，大亀版の部分），「戊…卜，殷貞，我勿作賓」（「戊…卜す，殷貞う，我，賓を作す勿からんか」）（「賓」は「尙」になっている）（林二，七，八）（図⑦），「（勿）河作賓」（河に賓を作す（勿）からんか）（粹，六二）（図⑧），などがある<sup>(32)</sup>。すべて第一期卜辞である。

島氏は、先に見たように、粹，六二を河神を或る祭祀に於ける客神として配祀する可否を卜するものとする<sup>(33)</sup>。ただ，粹，六二は断片であり，その意味で確証はない。又，赤塚氏は，第一期卜辞の，先の丙，二二の同一版にある，



図⑦



図⑥

「乙卯に卜して殷貞ふ，王，望乘を从へて下危を伐つに，且又（有祐）を受けんか，と。」「王，恵れ出でて徯せんか。」「庚申に卜して殷貞ふ，賓を作さんか，と。」「庚申に卜して殷貞ふ，賓を作す勿からんか，と。」などを引き，更に，先の粹，一一一三の征伐にあたって無形の上帝の霊を祀ったと云う卜辞をあげて，この「賓を作す勿からんか」を，「我，賓と為ること勿からんか」（南明，一四五）などと共に，同じく上帝の尸（賓）となることを卜問していると解している<sup>(34)</sup>。又，張秉権は「作賓」を「作邑」と同じと見て，「作賓之邑」と解する<sup>(35)</sup>。しかし，これだけから，賓の邑を作るとするのは，とても無理であろう。又，徐中舒は，「賓」の釈義を，一，「祭名」，二，「一期貞人名」，三，「子賓，人名」，四，「疑為賓客之義」，に分け，この四，に南明，一四五の「我勿為賓」らを引く<sup>(36)</sup>。この外に，「賓」字の分類例を挙げていないことからすると，赤塚氏も引く「為賓」と同じく，「作賓」も賓客の義で解したのかもしれない。これについては，後の「為賓」の所で見る。



図⑧

以上の諸説は，前二説は，この「賓」を賓神，賓尸と見て，その意味では，やはり，現世の人で

なく、神霊の義で解している。確証はないが、先の一、「不賓」卜辞、二、三の「祀賓」「賓祀」卜辞の例からすると、この「賓」も神霊・祖霊に関係するものとして使用されているようであり、特に、粹、六二は、河神との関係において、そうではなかろうかと思われる。

五、「丁賓」については、「戊寅卜，貞，于丁賓征弓，七月」（「戊寅卜す，貞う，丁賓に征弓せんか，七月」）（後下，一三，一七）（図⑨）とか、「貞，丁賓戸賊，亡句」（「貞う，丁賓の戸において賊するに，句め亡きか」）（後下，二四，三）（図⑩）とあり，これは第一期卜辞である。又，「壬申卜，出貞，丁賓戸賊，亡句」（「壬申卜す，出貞う，丁賓の戸において賊するに，句め亡きか」）（坎，六）とあるのは，第二期卜辞である<sup>(37)</sup>。

池田氏は，後下，一三，一七の积文において，本片と綴合する「己卯卜貞，彈弓征于丁宗寔」（前五，八，五）（図⑪）からすると，「丁賓」は「丁宗」の誤刻か，又，「丁を賓するに」と読んで，祖先神の丁を賓祭する意であろうと解し，「弓」は祭儀に用いられる弓の義とする。又，後下，二四，三は，この「丁賓」は「丁宗」と积しており，「丁宗」は，武丁期頻見の先王の丁の宗廟を指し，綜述の説を引いて，「戸」は宗廟の戸の意とする。そして，「賊」（盛）は祭祀用語，「亡句」は亡害の意，と解している<sup>(38)</sup>。丁を賓祭する場合の賓祭についての具体的説明はないが，又，先の一，「不賓」卜辞の，「貞，于父乙賓」と類例とすれば，丁神に賓する神霊が略されていることになるかもしれない。しかし，後の二例の「丁賓（宗）戸」の解釈からして，しかも，「丁賓」と「丁宗」が通用しているとすれば，「丁宗」である可能性も強いように思える。

そうすると，この「賓」は賓祭の意味か，又，この「丁賓」と「丁宗」が通用し，この「宗」は綜述に「示與宗的分別，即神主（或廟主）與神主所在之宗廟，宗室的分別。」とあるように<sup>(39)</sup>，聖所を意味しているから，「賓」も，聖所・神霊と関係してくることが考えられるが，今まで見た字积や「賓」の卜辞の用例からしても，そのことを示しているように思える。

六，「為賓」には，「丁卯卜，敵貞，我勿為賓」（丁卯卜す，敵貞う，我，賓と為る勿からんか），「乙丑卜，敵貞，我勿為賓」（乙丑卜す，敵貞う，我，賓と為る勿からんか），「丁未卜，敵貞，勿為賓」（丁未卜す，敵貞う，賓と為る勿からんか）（南明，一四五）（図⑫），「乙丑……貞，我申賓為」（乙丑……貞う，我，これ賓と為らんか）（南明，一四五），「乙丑卜，敵貞，我申賓為」（乙丑卜す，敵貞う，我，これ賓と為らんか）（後下，一〇，一三），「貞，勿為賓」（貞う，賓と為る勿からんか）（後下，一〇，十一），「癸酉卜，争貞，申賓為」（癸酉卜す，争貞う，これ



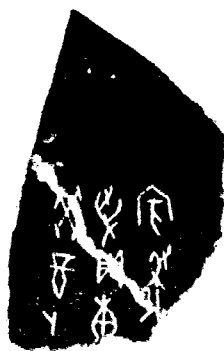
図⑩



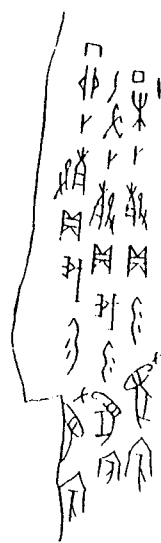
図⑨



図⑪



図⑬



図⑫

賓と為らんか」(乙，二五二四)(図⑬)，などとある<sup>(40)</sup>。すべて第一期卜辞である。

于省吾は、「賓為」を「為賓」の倒文とし、先の二、「祀賓」卜辞の例のように、「為」を「作」と解している<sup>(41)</sup>。これに対し聞一多は、「為」は「賓」の目的で名詞であり、それは媯姓の媯で、舜の姓と解する。そして、繫詞の為と賓が倒置することはないとして、詩、楚茨の「為賓為客」や莊子・逍遙遊の「吾將為賓乎」の「為賓」が「賓為」となれば文義をなさないとする<sup>(42)</sup>。しかし、池田氏は、卜辞には叙述動詞と賓詞とが倒置する例は可成り多いと解し、又、為を媯と見る他の證例もないとして、于説に従っている<sup>(43)</sup>。確かに、聞氏は、金文や文献史料を引用するが、卜辞において為を媯姓とする直接の証拠はあげられていない。しかも、南明では「為賓」と「賓為」が対貞となっている。

又、孫海波は「云我為賓，我勿為賓，猶言我其為客，我其弗為客，賓即賓客之義也。」とし<sup>(44)</sup>、徐氏も、先に見たように「為賓」を「疑為賓客之義」とし、為を作の義で解したようであり、先の、後下，一〇，一三等の例を挙げている<sup>(45)</sup>。ただこの場合、孫氏、徐氏のこの「賓客」の解釈については、それが現世の人の意味で解するのか、そうでないのかは、これだけからは確かなことは分らないが、特に問題にされていないのかもしれない。

又、赤塚氏は、上帝祭祀説から、「甬に令して諸甬を从はしめんか。」「甬に令して諸甬を从はしむること勿からんか。」貞ふ、「佳れ賓を為すこと勿からんか」と。(乙，三四一七)らの例を挙げ、これは、王が諸族国を督察し、敵族国を征伐するときの卜甲と考えられるとして、又、先の「祀賓」卜辞の粹，一一一三を引き、この「賓を為す」は、先の征伐を記す「祀賓」卜辞の際と同じく、上帝の賓尸となることを卜しているとして、いかなる場合か明らかではないがとして、他の「為賓」の例を列挙している<sup>(46)</sup>。又、朱歧祥は「卜辞習言『為賓』。賓，敬也；禮敬先祖，賓事所祭之尸也。參《詩經・絲衣》序。即作為主祭者之意。」として、「賓」を敬の義で解している<sup>(47)</sup>。

このように、「為賓」についても諸説ある。もし、孫氏、徐氏らが現世の人として、誰かの賓客となるかどうか等を卜したものと解したとすれば、それよりも、この「賓」が祖霊、神霊そのものを指したかどうかは別として、その他何らかの祭儀か、神霊の儼者、それに対する虔敬、などのような意味に解する方が、今まで見た「不賓」、「祀賓」卜辞等の用例からして、可能性が強いように思える。

七、「𠄎賓」は、例えば、「帚井示十𠄎，賓」(「帚井が十𠄎を示せり，賓」)(獸，三五，六)、「帚杞示七𠄎又一，賓」(「帚杞が七𠄎一をせり，賓」)(後下，三三，一〇)(図⑭)、「戊戌，帚𠄎示三𠄎，賓」(「戊戌，帚𠄎が三𠄎を示せり，賓」)(人，一〇九一a)(図⑮)，などとある<sup>(48)</sup>。すべて第一期卜辞である。

「示」と「𠄎」についての諸説は、貝塚茂樹氏がまとめて、胡厚宣の亀甲骨版に対して祭祀を行なう説、陳夢家の、甲骨の裏面に鑿鑿などをほどこす説、董作賓の甲骨を送ったことを意味するとする説、などを挙げ、亀甲牛骨の来貢に関する記録の分析や、「示」字には犠牲を處理する意味があることから考えて、胡氏或は陳氏の説が妥当としている<sup>(49)</sup>。

又、「𠄎」は、諸説中、字形から矛字とし、郭沫若が、左右一対の肩胛骨の意味であるとして包と積した説、胡厚宣が匹と積して一対の意味とする説を挙げて、包字の假借と解している<sup>(50)</sup>。又、「く」は、池田氏ら𠄎(二骨)でない一骨の場合を指すとみる<sup>(51)</sup>。いずれにしても、これらの記事は、卜占に用いる亀甲獣骨の来貢や整治を示す記事刻辞と呼ばれるものであり、下の「賓」は、貞人賓が、その管理者として行った署名と考えられるものである。即ち、この「賓」は人名である。

又、八、「その他」の項には、不明も多いが、「甲寅卜，貞，王賓歲，亡(尤)」(「甲寅卜す，貞う，



王、賓し歳するに、(尤め)なきか」(人、二五九六)  
 (図⑩、左端)、「甲戌ト、彭貞、酇多大乙、王弗賓」  
 (「甲戌トす、彭貞う、大乙を酇多するに、王、賓せ  
 ざらんか」)(甲、二六一六)(図⑪、上段)、「王賓母  
 戊歳、又正」(「王、母戊を賓して歳するに、正有ら  
 んか」)(粹、三八三)(図⑫、上段)、などの「王賓」  
 や、その他がある<sup>(52)</sup>。これらの例は、それぞれ第五、  
 三、三期ト辞である。これらは、所謂、「王賓」ト辞  
 に入るものであろう。綜類には、「𠄎」(賓)の項に、  
 「王賓」ト辞の例がまとめてあり、「王賓」ト辞の「賓」  
 は「𠄎」字が多い<sup>(53)</sup>。綜類に、「王𠄎」、「王𠄎」(共  
 に「賓」と釈す)の通用例として、寧、一、二二四、  
 粹、三八三、佚、八七一が挙げている<sup>(54)</sup>。

この場合の「賓」の意味について、「王賓」ト辞に  
 ついては、別稿に述べるが、鳥氏は、先に見たよう  
 に、「𠄎」(賓)は字義においても、又用例においても、外より家室或は祠室に至る義であるから、  
 「王賓」は「王が祭場に至る」の義と解し、王が祀室に入って祭祀に與ることに外ならず、祭祀毎  
 に王賓の必

要を祖神に  
 問ひ、その  
 必要がある  
 場合にのみ  
 王が祭祀に  
 與ったので  
 あるとする<sup>(55)</sup>。又、  
 赤塚氏は、  
 その字義か  
 ら、宗廟に

来至する神靈を表していると解し、賓遇される神靈を代表する尸の存在を考  
 えていた<sup>(56)</sup>。又、貝塚氏は郭沫若の説を引き、儀に同じで、祭祀に際して、  
 王が自ら祖靈を導くか否かをト占したものと解する<sup>(57)</sup>、などの諸説がある。  
 ここに挙げた、「王賓」の用例も、みな神靈、祖靈の祭祀に関係して使用され  
 ているのは、まちがいないであろう。

そうすると、この「賓」は、いずれにしても、王が祭場に至るか、又は、  
 来至する祖靈らを、王が自ら賓遇するのか、などの相違はあるが、云えるこ  
 とは、王がその神靈、祖靈に対して直接なす行為とすることには、かわりはないようである。



図⑮



図⑭



図⑯



図⑱



図⑰

#### 四、おわりに

前回の西周青銅器銘文に見える王に侍する、賓礼を受ける「邦賓」、使者となる来「賓」とは、現世の人を指していた<sup>(58)</sup>。一方、以上のように、甲骨文に見える「賓」(宀)の用例を見ると、その「不賓」卜辞では、帝や祖霊などの賓神となり、神霊がその賓遇を受ける意味の「賓」であった。又、「祀賓」、「作賓」卜辞以下の「賓」も、一般的には、それが現世の人に対するのではなく、祭祀される神霊、祖霊との関係において使用されたのではなかったかと、多くは解釈されている。又、「王賓」卜辞の「賓」の用例は、王が直接、神霊、祖霊に対してなす行為と見なされていた。

他のすべての「賓」字の検討や卜辞の性格、そしてその時期も問題ではあるが、今、推論すると、前回の周廟で行われた「邦賓」即ち邦君が行った儀礼についての解釈で、自己の宗廟・社稷の神霊を以て君王に服事することだという説を引いた<sup>(59)</sup>。これについて、邦君諸侯が王に謁見する賓礼の覬礼において、『儀礼』覬礼では、来朝して覬礼の行われる日のはじめに「侯氏禘冕，釋幣于禩」とあり、侯氏は祖禩の主を祭っており、自らの祖霊と共に来賓したと思われる。又、王は祖霊のいる宗廟で諸侯を迎えたとされる<sup>(60)</sup>。又、諸侯国間の聘礼においても、賓がその国の祖先神と共に訪問したとされ、聘礼は、両国の祖先神と現世の人とが一体となった外交儀礼であったと云われている<sup>(61)</sup>。先の西周金文に見える使者となる来「賓」の場合も、単なる使者ではなく、宗教的な神霊、祖霊も含めて、礼に基づいた、当時の社会的儀礼がそこに行われていたと思われる。

又、西周金文において、命令と服従と云う“君臣”の義を明らかにする冊命儀礼においても、その儀礼は常に宗廟と云う宗教的權威を背景に行われていたし、王は、汝の先祖考が先王に勤めたように、汝が自分即ち現王に勤めることを云い、又、受命者によって、王休に対揚して、その受命者の先祖考を祭るための作器が、常に云われていたのである<sup>(62)</sup>。

そうすると、前に述べた、王朝の秩序体制下で、賓礼を以て遇される「邦賓」の賓、即ち邦君(各宗・各族)との秩序関係において、相手の立場を認め尊敬すること、その崇ぶ態度は、その宗教的理由はここにあったのかもしれない<sup>(63)</sup>。独立的な、多様な異族の世界を一つに統合する面から、この宗教的、精神的背景は注目される。

そして、元来の神霊、祖霊らに対する「賓」の行為と、それが重ねられたと思える、賓礼を以て遇される現世の賓客に対する「賓」の意味とに、類似した意識構造がそこにあったとすれば、その重点は時代的に推移したと思えるが、同じ西周金文に見られる、“君臣”関係を云う場合の、「賓」に対する「臣」とはどのようなものであったのか。更に、他の殷、周代の「賓」の用例も含め、「賓」、「臣」などの関係について考えてみたいと思う。

#### 注

- (1) 拙稿「成周王朝と「賓」(1)——西周青銅器銘文に現れた「賓」について——」鳥取大学教育学部研究報告(人文・社会科学)第四三巻第二号、一九九二年。
- (2) 王氏「與林浩卿博士論洛誥書」『觀堂集林』巻第一、所取、一九二一年。
- (3) 島邦男『殷墟卜辞綜類』(後の本文に、「綜類」と略称)汲古書院、一九七一年(増訂本)、二七五～二七七頁。姚孝遂・肖丁『殷墟甲骨刻辞類纂』中冊、吉林大学古籍研究所叢刊之六、中華書局刊、一九八九年、七六六～七七〇頁。中国社会科学院考古研究所編輯『甲骨文編』(改訂本)中華書局刊、一九六五年、巻六、一〇ウ～一一オ。李孝

- 定『甲骨文字集釋』中央研究院歴史語言研究所、一九六五年、第六、二一四三～二一五三頁。
- (4) 注(3)の鳥氏前掲書、二七五～二七六頁。
- (5) 注(3)の鳥氏前掲書、五五七～五五八頁。
- (6) 貝塚茂樹『京都大学人文科学研究所蔵甲骨文字』(「人」と略称。後の本文に、甲骨文引用の書名略称に同じ)、七三〇、一九五九年。孫海波『甲骨文録』、五九四、一九三七年、など。
- (7) 羅氏『増訂殷虛書契考釈』東方学会石印増訂本、一九一五年、殷中、二十一オ。孫氏「契文挙例」『吉金石庵叢書』、所収、上、九オ、一九一七年。
- (8) 注(2)の王氏前掲論文、十三オ、ウ。郭氏「釈祖妣」『甲骨文字研究』十三オ、上海、大東書局、一九三一年、所収。
- (9) 白川氏『説文新義』卷六下、一七五～一七六頁、五典書院、一九六九年。赤塚氏「殷王朝における上帝祭祀の復原」『中国古代の宗教と文化』角川書店、一九七七年、所収、五八二頁(原論文は『二松学舎大学論文集・昭和四一年』、一九六三年、所収)、同氏「五、武丁の征伐」『第七卷、甲骨・金文研究』研文社、一九八九年、所収、三九五頁(原論文は『二松学舎大学東洋学研究所集刊』第十四集、一九八四年、所収)。
- (10) 張秉権『小屯・殷虚文字丙編』(「丙」と略称。後の本文に、甲骨文引用の書名略称に同じ)、一九五七年。董作賓『小屯・殷虚文字乙編』(「乙」と略称。後の本文に、甲骨文引用の書名略称に同じ)、一九四九年。
- (11) 郭若愚・曾毅公・李学勤『殷虚文字綴合』(「合」と略称)、一九五五年。
- (12) 陳氏『殷虚卜辭綜述』(「綜述」と略称) 科学出版社、一九五六年、「第十七章、宗教、第二節、帝廷及其臣正」、五七三頁。
- (13) 鳥氏『殷虚卜辭研究』中国学研究会、一九五八年、「第一編、第三章、外祭」、二〇〇～二〇二頁。
- (14) 池田氏「卜辞中の上帝祭祀問題——一九八七年九月中国殷商文化国際討論会発表原稿——」、二八頁。
- (15) 胡氏「殷卜辞中的上帝和王帝(下)」歴史研究一九五九年第一〇期、八九頁。
- (16) 池田氏「配天考」『中国古代宗教史研究——制度と思想——』東海大学出版会、一九八一年、所収、五九一～五九二頁(原論文は『福井博士頌寿記念東洋文化論集』、一九六九年、所収)。
- (17) 注(16)の池田氏前掲論文に同じ。
- (18) 張氏「殷代的祭祀與巫術」『中央研究院歴史語言研究所集刊』四九本三分、一九七八年、四四七～四四八頁。
- (19) 赤塚氏「甲骨文に見える神々」同氏注(9)の前者前掲書所収、三三〇～三三一頁(原論文は『甲骨学』第九號、第一〇號、一九六一、六四年、所収)、同氏注(9)の前者前掲論文、五五四～五五五頁。
- (20) 注(14)の池田氏前掲発表原稿、四〇頁。
- (21) 郭沫若『殷契粹編』(「粹」と略称。後の本文に、甲骨文引用の書名略称に同じ)、一九三七年、羅振玉『殷虚書契前編』(「前」と略称。後の本文に、甲骨文引用の書名略称に同じ)、一九一二年。
- (22) 陳氏前掲書、「第十七章、宗教、第一節、上帝的權威」、五六七頁。
- (23) 葉氏『殷虚書契前編集釈』卷七、二十六ウ～二十七オ、上海、大東書局、一九三四年。
- (24) 郭氏『卜辞通纂』、天象、七六オ、文求堂石印本、一九三三年。後に、「已賁、蓋罷免賁之官職」と解している(同氏『殷契粹編考釋』一四三オ、文求堂書店、一九三七年)。
- (25) 于氏「釋已方卣」『雙劍詒殷契駢枝三編』、所収、三六ウ～三七オ、虎坊橋大業印書局印行、一九四三年。
- (26) 注(13)の鳥氏前掲書、「第一編、第三章、外祭」、一九七頁。
- (27) 注(24)の郭氏前掲書、一五ウ～一六オ。
- (28) 注(3)の李氏前掲書、第六、二一五三頁。
- (29) 注(19)の赤塚氏前掲論文、四九〇～四九二頁。
- (30) 注(9)の赤塚氏前者前掲論文、五八四～五八五頁。
- (31) 注(14)の池田氏前掲発表原稿、三〇、四三頁。
- (32) 林泰輔『亀甲獸骨文字』(「林」と略称。後の本文に、甲骨文引用の書名略称に同じ)、一九二一年。
- (33) 注(13)の鳥氏前掲書、「第一編、第三章、外祭」、二〇一頁。
- (34) 注(9)の赤塚氏前者前掲論文、五八三～五八四頁。
- (35) 注(18)の張氏前掲書、四五頁。
- (36) 徐氏『甲骨文字典』四川辭書出版社、一九八八年、七〇三～七〇五頁。
- (37) 羅振玉『殷虚書契後編』(「後」と略称。後の本文に、甲骨文引用の書名略称に同じ)、一九一六年。W.C.White:『Bone Culture of Ancient China』(「坎」と略称)一九四五年。

- (38) 池田氏『殷虚書契後編釋文稿』創元社、一九六四年、卷下、五三頁、九〇頁。
- (39) 陳氏前掲書、「第十三章、廟號下、第四節、先王先妣的宗廟」、四六八頁。
- (40) 胡厚宣『戦後南北所見甲骨録』（「南明」と略称）、一九五一年。
- (41) 注(25)の于氏前掲論文、三六ウ～三七オ。
- (42) 聞氏「釋為釋豕」考古学社社刊一九三七年第六期。
- (43) 注(38)の池田氏前掲書、卷下、四一頁。
- (44) 孫氏「卜辞文字小記」考古学社社刊一九三五年第三期。
- (45) 注(36)の徐氏前掲書、七〇五頁。
- (46) 注(9)の赤塚氏の前者前掲論文、五八三～五八四頁。
- (47) 朱氏『殷墟甲骨文字通釋稿』文史哲出版、一九八九年、二〇二～二〇三頁。
- (48) 姫佛佗『戲寿堂所藏殷虚文字』（「戲」と略称）、一九一七年。
- (49) 貝塚氏『甲骨文字研究』本文篇、同朋舎、一九八〇年、三五〇～三五二頁。
- (50) 注(49)の貝塚氏前掲書、三五二頁。
- (51) 注(38)の池田氏前掲書、下卷、一三四頁。
- (52) 董作賓『小屯・殷虚文字甲編』（「甲」と略称）、一九四八年。
- (53) 注(3)の島氏前掲書、二七六～二七七頁。
- (54) 注(3)の島氏前掲書、五八一頁。胡厚宣『戦後寧滬新獲甲骨集』（「寧」と略称）、一九五一年。商承祚『殷契佚存』（「佚」と略称）、一九三三年。
- (55) 注(13)の島氏前掲書、「第一篇、第四章、祭儀」、三一―～三一四頁。
- (56) 注(9)の赤塚氏前者前掲論文、五八三頁。
- (57) 注(49)の貝塚氏前掲書、一六四～一六六頁。
- (58) 注(1)の拙稿。
- (59) 注(1)の拙稿、九八頁。
- (60) 『儀礼』觀礼については、池田末利譯註『儀礼』II、觀礼の条、東海大学出版会、一九七四年、川原寿市『儀礼釋攷』第六冊、觀礼の条、朋友書店、一九七四年、など参照。
- (61) 高木智見「春秋時代の聘禮について」東洋史研究第四七卷第四号、など参照。
- (62) 拙稿「成周王朝とその儀礼——「王」と臣下、又は神との間の意志の伝達方法について——」史滴一九九一年第一号、三一頁。
- (63) 王朝成立の目的の一つ、生活の豊かさを云う「天命の膺受」に対して、「四方」領域の和平の面から、このことは注目されよう。

(1993年4月20日受理)